

長崎市 建築確認等に関する電子申請受付システム利用規約

(目的)

第1条

本規約は、電子申請受付システム（以下「本システム」という。）によって電子申請する者（以下「申請者」という。）が行う、長崎市（以下「当市」という。）に対する電子申請に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 本規約は、本システムを利用して当市に対し電子申請を行うすべての申請者に適用されるものとする。

2 長崎市建築基準法施行細則及びその他当市が定める本システム利用上の決まりは、本規約の一部を構成するものとして前項の申請者に適用されるものとする。

(規約の遵守)

第3条 申請者は、本システムの利用に際し事前に本規約を熟読の上、本規約に同意して電子申請するものとする。

2 申請者が本システムを利用して電子申請した際は、システム利用者は本規約に同意したものとみなす。

(申請手数料の納付)

第4条 申請者は、電子申請を行った後、当市からの手数料納付依頼に従い、次の各号のいずれかの方法により申請手数料を納付するものとする。

- ① 当市の窓口における現金支払
- ② 長崎市電子申請サービスにおけるオンライン決済

2 前項の手数料納付依頼は、本システムにより申請書等の送信が行われ、当市における事前チェック（市及び消防署による事前協議書の確認を含む）を経た後に行うものとする。

(申請等受付)

第4条の2 当市が電子申請の審査を開始するのは、次の各号に掲げる電子申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- ① 手数料の納付を伴う申請 前条による申請手数料が納付された後、当市の職員が納付金額を確認し、本システムにより申請を受理したとき。
 - ② 手数料の納付を伴わない申請 当市の職員が本システムにより申請を受理したとき。
- 2 前項において、本システムによる申請又は申請手数料の納付が閉庁日（土日祝日、年末年始の閉庁期間）に行われた場合は、当該申請又は納付は翌開庁日に行われたものとして扱

う。

3 第1項において、本システムによる申請が完了検査申請その他の現場検査を伴う電子申請である場合は、当市の職員が申請者と現場検査の実施日を決定した日以降に当該申請が行われたものとして扱う。

(処分通知等交付)

第4条の3 当市による確認済証その他の処分通知等の交付は、本システムに当該処分通知をアップロードする方法により行う。

2 前項における処分通知等の交付日は、申請者がダウンロードした日にかかわらず、申請者が本システムにて当該処分通知を表示可能となった日を原則とする。

(本システムを利用できない場合の対応)

第5条 本システムが障害その他の理由により利用できない場合には、申請者は書面による方法により手続を行うものとする。

(免責)

第6条 当市は、その故意又は重過失により発生した損害を除き、申請者が本システムの利用した申請により被った損害及び申請者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとする。

(本規約の変更)

第7条 当市は、事前通知を行うことなく、当市のホームページに掲載することにより、本規約を変更することができる。

2 変更された利用規約の施行日以降は、本システムを利用した電子申請については変更後の利用規約が適用されるものとする。

(個人情報の取扱)

第8条 当市は、申請者の入力した個人情報を、当市が定める「長崎市情報セキュリティポリシー」に則り取り扱うものとする。

(合意管轄)

第9条 本システムの利用に関連して ICBA とシステム利用者との間に生ずるすべての訴訟については、長崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定める。

(準拠法)

第10条 本規約は日本国法に準拠するものとする。

附則

本規約は、令和8年5月1日から施行する。